

【1985年6月18日】老人医療費の加入者按分率見直し反対についての決議
健康保険（組合）

決 議

健保組合における老人医療拠出金、退職者医療拠出金などの拠出金の負担は年々増加しつつあり、昭和60年度においては6,000億円の巨額に達し、保険料収入の2割にも及んでいる。今後さらに、これらの拠出金が歯止めなく増加し続けるならば、健保組合の財政を大きく圧迫し、ひいてはその積極的な経営意欲を減殺し、民間活力を失わせる結果となる。

最近、老人医療費の加入者按分率を100パーセントとすべきとの主張が、一部において行われているが、このような主張は、現行制度の根幹を否定するものであり、今回の見直しの範囲を逸脱する論議である。

現行方式による昭和60年度の老人医療費の加入者一人当たり保険料負担額は、健保組合の負担が国保より上回っており、負担の公平の見地からみても現行方式を変更する理由はまったくない。

かりに加入者按分率を100パーセントとするならば、健保組合はさらに2,000億円もの巨額の負担増を強いられる結果となり、加入者一人当たり保険料負担額は、健保組合の方が国保の2倍以上になって、かえって負担の公平に反することとなる。

このようなことは、絶対に容認できない。

老人保健制度を長期的に安定させるため最も必要なことは、保健事業を積極的に推進するとともに、老人医療費の無駄や不合理を排除し、その適正化を図ることである。

よって、われわれは、ここに次の事項を決議し、その実現を期することとする。

- 一、老人医療費の加入者按分率は、負担の公平を期するためにも現行の規定どおりとすること
- 一、老人保健制度の長期的な安定を図るため、保健事業、一部負担等のあり方について見直しを行うこと

昭和60年6月18日

健康保険組合連合会緊急理事会